

審判請求費用の助成申請をされる方へ

家庭裁判所に成年後見制度の後見開始、保佐開始、補助開始の審判請求をされた方で、一定の要件に該当する場合は、名古屋市の成年後見制度利用支援事業による助成が受けられます。

ただし、対象となる審判の確定日が平成 22 年 10 月 1 日以降であることが必要です。

1 助成の対象となる方

助成対象となる方は、**申立人と本人（被後見人等）の双方が**、以下のいずれかの要件に該当する方です。※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

申請者は、成年後見制度の後見等開始に係る審判請求をされた方（申立人）です。

助成対象となる要件

- ア 生活保護を受給している方
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ウ その他助成を受けなければ、制度の利用が困難であると市長が認める方

ウの「市長が認める方」とは、以下の①から④のすべてに該当する方です。

- ① 市町村民税非課税世帯
- ② 世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下
- ③ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下
- ④ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない。

2 対象となる経費

助成対象となる経費は、後見開始、保佐開始、補助開始の審判請求に要した以下の費用です。

対象となる経費

- 申立手数料（収入印紙購入代）
- 登記手数料（収入印紙購入代）
- 郵便切手代
- 鑑定費用
- 診断書の取得費用
- 申立書の添付資料の取得費用

戸籍謄本、住民票又は戸籍の附票の写し、登記事項証明書、身分証明書(身元証明書)、固定資産税評価額等証明書、不動産登記事項証明書

3 申請に必要な書類

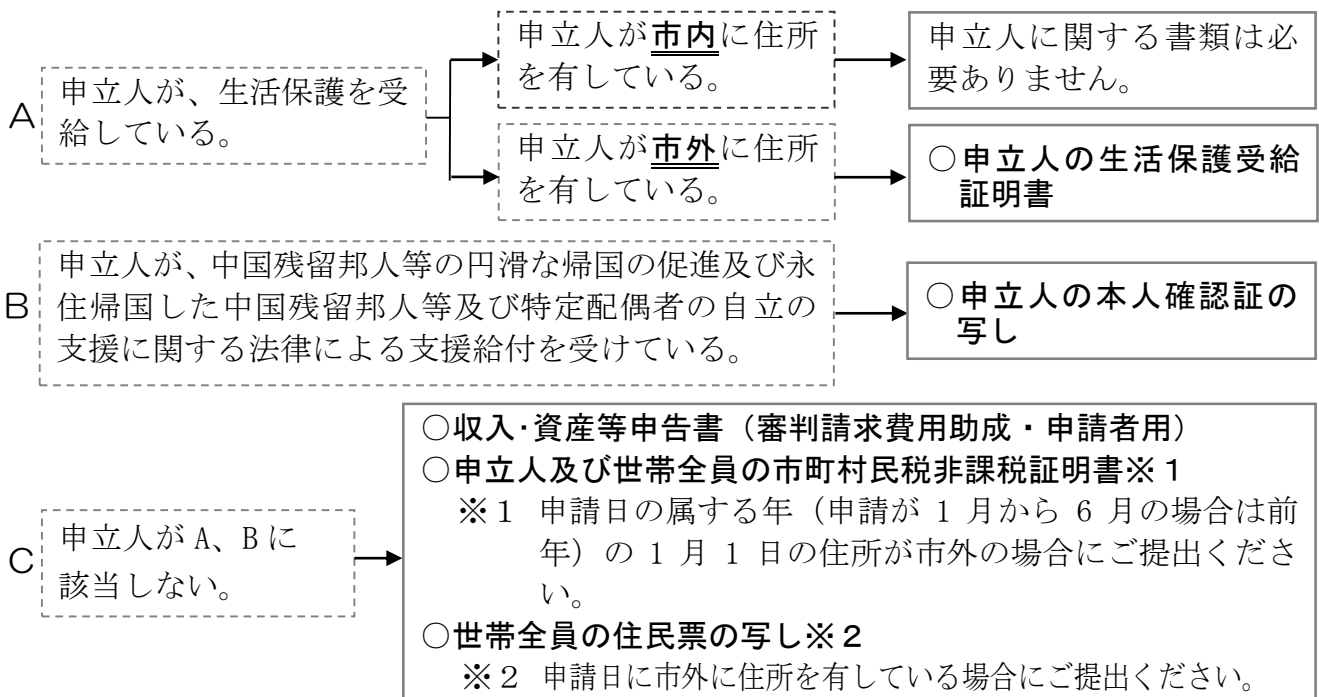
助成申請の手続きは、申立人又は本人（被後見人等）のお住まいの区の区役所福祉課に申請書及び必要書類をご提出ください。（申請者は申立人となります。）

全員にご提出いただく書類

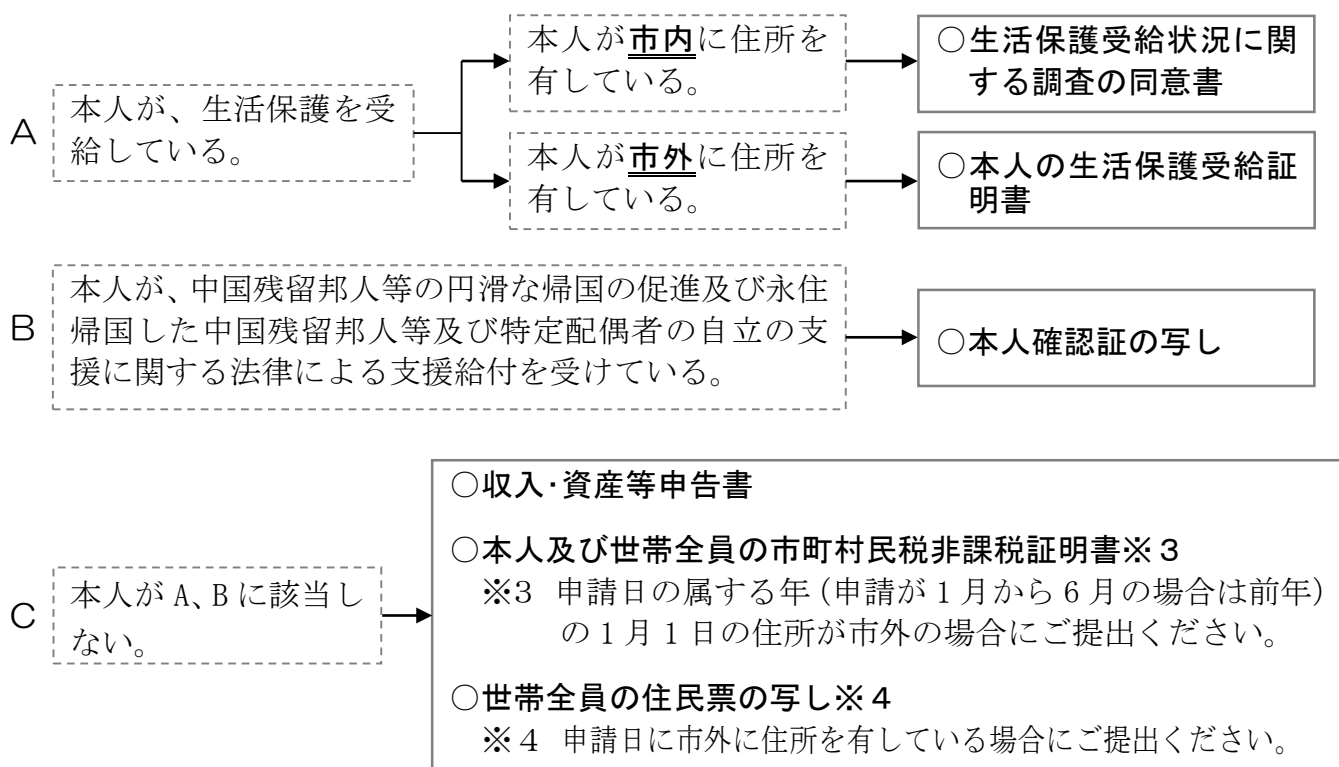
- 審判請求費用助成金交付申請書 ○ 審判書謄本の写し
- 審判が確定したことの分かる書類
（登記番号通知書の写し、後見人等が登記されていることの証明書の写し、家庭裁判所が発行する証明書等）
- 審判請求に要した費用の証拠書類

審判請求に要した費用	証拠書類
収入印紙（申立手数料）の購入代金	申立時に予納した収入印紙の領収書
収入印紙（登記手数料）の購入代金	申立時に予納した収入印紙の領収書
郵便切手の購入代金	家庭裁判所が発行する切手額証明書
鑑定費用	鑑定費用を納付した際の受領証書写し
診断書の取得費用	医療機関の領収書
戸籍謄本の取得費用	取得時の領収書
住民票又は戸籍の附票の写しの取得費用	取得時の領収書
身分証明書（身元証明書）の取得費用	取得時の領収書
登記事項証明書の取得費用	取得時の領収書
固定資産税評価額等証明書の取得費用	取得時の領収書
不動産登記事項証明書の取得費用	取得時の領収書

申立人に関する書類（該当する書類をご提出ください）



本人（被後見人等）に関する書類（該当する書類をご提出ください）



☆収入・資産等申告書の記入及び提出方法について

- 市の様式にご記入ください。
- 収入金額には、前年1月から12月までの1年間の収入を記入してください。申請が1月から6月の場合は前々年の1月から12月までの収入を記入してください。
- 預貯金額には、申請日時点の金額を記入してください。
- 提出時に添付していただく書類
預貯金額のわかるもの（預金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）
- 申請書提出の際にお持ちいただく書類
申告書にご記入いただいた収入金額が確認できるもの（年金証書、源泉徴収票、給与明細等）※写しを提出していただいてもかまいません。

☆申立人や本人（被後見人等）の状況によって必要書類が変わりますのでご注意ください。

☆助成金の交付申請のために要した費用（市町村民税非課税証明書の取得費用など）は、助成の対象となりません。

【記入例】

太枠の中をご記入ください。

(第1号様式)

平成23年11月1日

審判請求費用助成金交付申請書

(あて先) 名古屋市長

領を添えて申請します。なお、私及び世帯員、名古屋市において収入、市税等に関する事項について同意します。

申請者は申立人となります。

本人(被後見人等)からみた関係をご記入ください。

申請者 (申立人)	フリガナ氏名	ナゴヤ ハナコ 名古屋 花子 印	本人との関係	本人・配偶者・親・子 その他(孫)
	住所	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話番号052-000-0000		
被後見人等 本人	フリガナ氏名	ナゴヤ イチロウ 名古屋 一郎		
	住所	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号		
申請理由	・申請者(該当する番号に○) 1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 その他			
	・本人(該当する番号に○) 1 生活保護受給者 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 3 その他市長が認める者			
申請額	58,000円			

申請者及び本人それぞれについて、助成要件のうちあてはまるものに○をつけてください。

審判請求の対象者の方の氏名等をご記入ください。

対象となる経費について合計額をご記入ください。

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

●問い合わせ先●

各区役所福祉課福祉係

※申立人及び本人(被後見人等)が市外にお住まいの場合で申請する区が分からないときは、下記までご連絡ください。

健康福祉局地域ケア推進課地域支援係 TEL 052-972-2549 Fax 052-955-3367